

日本における中小企業の研究動向

主体，意識，背景，方法，課題

寺岡 寛

- 1 中小企業研究の主体と役割
- 2 中小企業研究の領域と時代
- 3 中小企業研究の方法と区分
- 4 中小企業研究の問題と課題

1 中小企業研究の主体と役割

今回，わたしに課された「（わが国における）中小企業の研究動向」といったテーマは，通常，中小企業研究者による論文などの傾向を探ることを暗黙の前提として成立している。もっぱらここで対象とされるのは大学などに属する研究者などの論文や一部の報告書である。こうした文献解題的接近法による中小企業研究の動向紹介についてはすでに多くの論考が発表されてきた⁽¹⁾。しかしながら，「中小企業研究」に関わる人たちをどの程度まで含めるかにより，中小企業の研究動向というテーマの示唆する範囲と内容は拡大化しまた多様化の度を強める。このことに留意しておく必要がある。

中小企業研究の主体（＝担い手あるいはアクター）の範囲は，その主体が属する機関によって一般につきのように整理分類できよう。

(1) たとえば，つぎの文献を参照。大阪経済大学・中小企業経営研究所『中小企業研究 潮流と展望』日外アソシエーツ（1978年），中小企業事業団・中小企業研究所『日本の中小企業研究』第1巻『成果と課題』有斐閣（1985年），同『日本の中小企業研究』同友館（1992年）。文献目録ということでは，藤田敬三・伊東岱吉編『中小工業の本質（新版）』有斐閣（1958年）の巻末資料「中小工業に関する文献目録」，商工組合中央金庫調査部『中小企業問題文献目録』（1965年，1976年），中小企業事業団・中小企業研究所『日本の中小企業研究』第3巻『文献目録』有斐閣（1985年），同『日本の中小企業研究 1980～1989年』第3巻『文献目録』同友館（1992年）などがある。なお，発表論文からみた現在の研究動向については大阪経済大学・中小企業経営研究所編『中小企業季報』の「中小企業に関する文献目録」を参照のこと。ここでの分類は「中小企業理論・一般」「中小企業と地域経済」「中小企業政策」「中小企業の組織化・協業化」「中小企業の歴史・事情」「中小企業の経営・技術」「中小企業と金融」「中小企業と労働」「中小企業と流通」「零細企業」「中小企業と国際経済・貿易」「海外の中小企業」となっている。

大学や大学付属の研究機関（いわゆるアカデミア）、
中小企業庁の調査部門，中小企業総合事業団やその委託調査関連先機関（行政官）、
政府系中小企業専門金融機関の調査部あるいは付属研究機関（準行政官）、
公立研究機関や地方調査機関（行政官＝自治体職員）、
経済団体，中小企業関連団体，労働組合，個人など（民間人）、
新聞などマスメディア（ジャーナリスト）。

の大学についてみれば，中小企業研究に関わりをもつのは「中小企業論」「産業構造論」「日本経済論」「工業経済論」「ベンチャー論」などを担当する教員である⁽²⁾。実態的には「中小企業論」という講座名がもっとも多く，そのほとんどは私立大学に属する。教員の中小企業研究への関わりについてみれば，大別して中小企業研究の消費者と中小企業研究の生産者の側面がある。前者の消費者ということでは，以下の機関において調査研究された成果の講義という形態での提供者としての役割であり，学会等で主流を為す理論や理論解釈などの紹介者でもある。後者は中小企業調査などに自律的あるいは他機関の調査研究に他律的に携わることにより，研究成果を生み出すということにおいて生産者の側面を有する。

の中小企業庁（＝経済産業省）は中小企業の調査研究，とりわけ，現状分析に不可欠な各種統計の整備・発表において独占的な地位を占める。また，同庁は『中小企業白書』に盛り込まれる調査については，内部の独自調査の比重は低く，関連機関である中小企業総合事業団を通じて，あるいは直接的に民間シンクタンクへ調査委託される場合が多い。こうして取りまとめられた『中小企業白書』は，中小企業の実態把握という面においてオピニオンリーダー的地位（＝政策的意図性）を占めつづけてきた。

の政府系中小企業金融機関は，具体的には商工組合中央金庫，中小企業金融公庫と国民生活金融公庫を指す。調査研究は貸出先である中小企業の実態把握など業務調査目的から創始され，やがて中長期的テーマも掲げるようになっていた。調査部から独立して付属研究機関も設立された。現在は，むしろ外部研究者への委託調査が目立つ。

の公立研究機関やこれに準ずる機関，地方調査機関についてみれば，地方自治体の研究機関が中小企業の調査・研究に大きな役割を果たしてきた。こうした公立機関のほとんどは，第2次大戦後の地域経済の復興に必要な実態調査機関として設立され，やがて中小企業調査を重視するようになる。これらの諸機関は地方自治体に属するものの，実態的には独立機関的な性格も強く，また，中央官庁から離れていることにおいてある時期まで，政府の政策的示唆を強く含んだ調査とは独立して，先進的な調査で大きな足跡を残した⁽³⁾。

(2) こうした講座はほとんどが経済学部あるいは経営（商学）学部であるが，講座数としては多くないが社会学部に設けられている場合もある。

(3) この傾向は昭和38[1963]年に「中小企業基本法」や「中小企業近代化促進法」が成立して，わが国の中小企業政策理念が明確になるとともに，中小企業政策における中央集権性が強まるに従い変化していった。地方自治体のこうした調査機関においては通産省や中小企業庁がカバーできない地域中小企業の実態調査の委託機関としての役割が大きくなり，その自律性が減じていった。詳細は寺岡寛『中小企業と政策構想 日本の政策論理をめぐって』（信人社，2001年）を参照のこと。

たとえば、大阪府の場合、敗戦の翌年に「大阪府産業再建審議会」が組織され、その事務局が大阪府経済部内に設けられ、昭和27[1952]年に大阪府立商工経済研究所へと発展した。同様の動きは大阪府だけでなく、愛知県には愛知県商工経済研究所（昭和27[1952]年，昭和39[1964]年に愛知県経済研究所に改組），同じような時期には兵庫県産業研究所なども設置されている。また，設置母体が地方自治体以外の財団法人や社団法人である地方調査機関であれば，昭和22[1947]年に九州経済調査協会，昭和23[1948]年に北海道科学技術連盟（後に北海道産業調査協会），東北経済調査会，中国地方調査会などが設立された。これらの機関はいずれも地方自治体や中央政府から産業経済調査を委託され，それぞれの地域の経済復興計画に関わりをもちつつ，中小企業を対象とする調査を行った⁽⁴⁾。残念ながら，現在は地域の時代と言われつつも，財政難などから廃止・転換改組を含め，その数は大きく減じた。

の経済団体については，第2次大戦後の復興期には中央あるいは地方の経済団体にも中小企業に関する特別委員会などが設けられ⁽⁵⁾，中小企業の実態を探りつつ，その復興課題を探るような活動がみられたが，その後，大企業や産業全体にその関心を移行させていった。もっぱら中小企業という観点からは中小企業団体が大きな役割を果たす。現実には，中小企業の調査研究において，大学などの教員に参加を求め，資金を提供して調査を実施するという形態が大勢を占める。労働組合や個人の役割は大きくはなかった。

で大きな役割を果たすのはテレビや新聞での取材という形態を取る中小企業の実態紹介である。こうしたマスメディアが提供する映像や記事などは，中小企業研究の深化というよりも，研究者のインナーサークルの外にある一般人の中小企業のイメージ形成において決定的な役割を果たしてきた。

小論では，中小企業研究の担い手を狭義の範囲である の大学人などを中心とする学会動向を含めつつも，その対象範囲をむしろ 以下にも拡大することにより，わが国の中小企業研究動向の全体像を明らかにしたい。

2 中小企業研究の領域と時代

「中小企業研究」といった場合，その領域をどこまで含めるのが明示されねばならない。一般に学問研究は「理論」「歴史」「現状」の3分野を形成する。前節でふれた「中小企業の研究主体」の分類からすれば，「理論」と「歴史」はもっぱら の大学人によって担われた。「現状」については ， の調査機関を中心とした。もちろん，大学人においても種々の実態調査や政府関係機関の調査に参加するという形態で取り組まれたが，わが国中小企業調査において主流ではなかった。

まず，「理論」である。中小企業に関連する理論としては，マルクス経済学からの接近方法とし

(4) こうした地方研究機関の設立に大きな役割を果たしたのは旧満鉄調査部の人的ネットワークであり，その実態調査手法が地域中小企業の調査にも継承されていった。とりわけ，大阪府での中小企業調査機関設置の歴史的経緯については注3の前掲書を参照のこと。

(5) たとえば，経団連や関経連でも中小企業関係の特別委員会などが設置されていた時期もあった。

ての独占理論，あるいはその影響を受けた理論が適用される傾向にあった。いわば大企業体制の成立とともに衰退する命運にある存在としての中小企業の存立条件，存立基盤が分析対象とされた。これには時代的背景もあった。第二次大戦前の思想・学問統制から解放され，マルクス経済学の研究が進むこととなった。この傾向はマルクスの『資本論』などをめぐる訓詁学的研究を生み出す一方で，その独占理論の応用分野としての中小企業論を成立させていった。

当時の時代的光景において，こうした中小企業理論への取り組みは戦前的な研究成果とは非連続的なものでなく，むしろ，敗戦という過程において戦前なるものへの再考と戦後日本社会復興への再構成という意味において，マルクス経済学の歴史的解釈とその背後にある実践的示唆性が大きな影響力をもった。それは戦後の比較的早い時期に刊行された山中篤太郎の『中小工業の本質と展開 国民経済構造矛盾の一研究』（昭和23[1948]年）にも見出せる。

山中は「序」で上田貞次郎（昭和15[1940]年没，元東京商科大学学長）への学恩に言及しているように，その学問形成において上田の影響を受けている。上田は大正6[1917]年に専修大学で開催された社会政策学会全国大会で日本での小工業存続の可能性を強く示唆する報告を行っている⁽⁶⁾。上田は英国とドイツで留学生活を送っているが，学問的な影響において英国のマーシャル等の影響を強く受けたと思われる。山中もこの流れを受けているが，それでも著作ではマルクスに言及することはなく，ドイツ歴史学派を意識していることにおいて行間にそれが感じられる。

昭和20年代において，山中が上述の著作を発表した後に，活発な動きをみせたのは日本学術振興会議第118委員会⁽⁷⁾である。昭和23[1948]年4月に発足後，昭和20年代に8冊の報告書が次々に刊行された。列記しておく。『集中生産と中小企業』（昭和24[1949]年），『中小産業と経済変動』（昭和25[1950]年），『中小産業と労働問題』（同），『中小企業金融と経理』（昭和28[1953]年），『中小企業の組織化』（同），『海外の中小企業』（同），『中小商業問題』（同），『中小工業問題の本質』（昭和29[1954]年）。いずれも当時の大学人の中小企業への関心領域をうかがわせる⁽⁸⁾。このうち，『中小工業問題の本質』をみておこう。

この刊行については，「はしがき」で『『中小工業の本質』』というこのような基本的な問題については，昭和13年10月，日本学術振興会に中小工業問題研究のための第23小委員会が設けられて以来，

(6) 第2次大戦前，とりわけ，大正後期から昭和戦前期におけるわが国中小企業の存立をめぐる議論について立ち入る紙幅の余裕はない。詳細は注3前掲書を参照。

(7) 日本学術振興会は戦前においては第23小委員会（中小工業，組織期間は昭和13[1938]年～昭和16[1941]年）を設け，調査研究を行っていた。戦後になってからは，戦前の第23小委員会メンバーに新たな研究者を加え，第90小委員会（中小産業復興）が組織され，昭和23[1948]年4月に第118委員会が設けられた。この委員長には山中篤太郎が就任した。

(8) 当時の委員を参考までに紹介しておこう（肩書きは当時）。山中篤太郎（一橋大学），藤田敬三（大阪市立大学），磯部喜一（東京工業大学），田杉競（京都大学），伊東岱吉（慶応大学），末松玄六（名古屋大学），高宮晋（一橋大学），豊崎稔（京都大学），中西寅雄（大阪大学），中山素平（日本開発銀行，日本興業銀行），藤井茂（神戸大学），細野孝一（東京学芸大学），松井辰之助（大阪外国大学），美濃口時次郎（名古屋大学），村本福松（大阪商科大学）。なお，研究嘱託として荒川祐吉（神戸大学），牛尾真造（大阪市立大学），桐田尚作（茨城大学），小林靖雄（東京工業大学），松原藤由（関西大学），松本達郎（東京大学），水野武（労働省），森下不二也（大阪市立大学）。

現在の第118委員会にいたるまで、歴代の委員会がたえず課題としてきた問題であった。各委員が、それぞれの立場と問題意識にしたがい、各独自の見解を抱いていたことはいうまでもなく、過去に発表せられた諸研究においても、正面からこの問題を扱わずとも、その底に流れる考え方として、それぞれ特定の見解がうかがわれるし、さらに、この問題に正面から対決せんとした個別的著者論文も少なくない。しかし本書にいたるまでは、この委員の全員が正面からこの問題をとりあげ、その共同研究の結果を世に問う機会はなかったのである⁽⁹⁾とその経緯が語られている。冒頭論文の「中小企業本質論の展開」は山中篤太郎によって執筆され、中小企業の存立理由が戦前からの人口問題からの接近方法に加え、適正規模論、「総資本の構造」論（独占資本＝支配、大資本＝自主、中小資本＝従属。階層的な競争関係）が紹介された。

山中自身は積極的に自らの学問的立場を明示化しなかったが、第3番目の接近方法を「マルクス主義の資本の再生産論から構成」するものとして、「この場合は、マルクス理論によるから、競争構造というよりは、資本の搾取というヒエラルキーとして構造的にとらえられる。すなわち、日本資本主義を軍事的・半農奴的特性の下にあると規定し、そこに存在する支配的な機構は、(1) 独占資本（軍需産業）、(2) 巨大軽工業、(3) 中小資本とし、独占資本は寄生的であり、生産過程から遊離し、流通過程で利潤を吸上げて生きて行くのに対し、巨大資本はこの独占資本に反発しつつ、実はこれに密着して存在する。・・・中小企業は、資本の独占により収収の一形態として成立するものとして、その存在が規定づけられる」⁽¹⁰⁾見方を代表するとみられた伊東岱吉と牛尾真造の論考⁽¹¹⁾を紹介した。

伊東岱吉は同書にも寄稿し、「中小工業問題の本質」で『資本論』でのマニファクチュア論やドップの独占論によって中小企業の一般的存立理由を展開しつつ、わが国については山中の指摘のように日本資本主義の「構造」からわが国の中小企業のあり方を論じた。他方、日本資本主義の構造を代表する形態としての下請制の本質については、藤田敬三が取り上げた。こうした見解の背景には、かつてのいわゆる日本資本主義論争の影響が当時の時代的潮流（＝後述する中小企業問題における「日本特殊論」）としてあったことは言うまでもない⁽¹²⁾。なお、伊東は、敗戦の混乱期から日本社会が立ち直り、高度成長の入口にあった昭和32[1957]年に発表された『中小企業論』でも同種の問題を論じている⁽¹³⁾。ここでは問題視角は「中小企業問題」である。

伊東は同書の第1章「中小企業問題の本質」で「中小企業問題の本質を論ずるにあたって、私は

(9) 藤田敬三・伊東岱吉編『中小工業問題の本質』有斐閣、昭和29[1954]年、2頁。

(10) 同上、20頁。

(11) ここでの指摘は伊東岱吉『日本産業構造と中小工業』（昭和25[1950]年）、牛尾真造『中小企業論』（昭和26[1951]年）を指す。

(12) 一般に「日本資本主義論争」は昭和2[1927]年からほぼ10年間にわたって当時のマルクス理論的範疇において革命的運動論として展開され、戦後においては昭和21[1946]年から創始され、やがてアカデミズムの中で日本資本主義の構造、とりわけ、農業問題、明治維新の位置付け、分析方法論をめぐって展開し、さらには現代日本資本主義をどのようにとらえるかに移っていった。

(13) 本書は伊東が「序」で述べているように、慶応義塾大学の通信大学生のための教材雑誌『三色旗』の連続講座「中小企業の諸問題」へ18回にわたって連載したものを元に加筆訂正したものである。

資本主義一般、とくに今日の独占資本主義段階に多かれ少なかれ各国共通の問題として登場する中小企業問題の本質をまず明らかにして、日本資本主義の特殊構造にもとづくわが国中小企業問題のきわめて重大な著しい特質についてはあとで改めて論ずることとする⁽¹⁴⁾と述べ、ここでも独占論が継承された。ここで注目しておくべきは中小企業問題における日本特殊論であり、それは日本において「質的差異」「より鋭角的」「もっとも早く問題(となつた国)」ととらえられている。こうした「中小企業問題」視角からの「日本特殊論」はその後も継承されていった⁽¹⁵⁾。

他方、日本特殊論をより明確化、あるいは客観化するための中小企業問題の国際比較視点形成については遅れたといわざるをえない。この時代的背景には、当時の大学人の情報収集範囲が極めて文献的であり、情報過多ともいえるような現在とは異なった状況があった。とはいえ、伊東自身は同書の執筆後に1年間ほど欧米諸国の中小企業問題視察へと旅立つこととなる。伊東は、帰国後に第二版の「あとがき」でこの経験にふれた上で、「わが国特殊性論」についてつぎのように述べている。

「欧米10余カ国の現実にふれてみて、本書で書いたことの細部において不備な点は少なくないが、基本的な考え方においては改める必要を感じていない。むしろ本書で述べた基本的な点は海外視察で実証された思いである。……今回の欧米旅行で、欧米との共通点のみならず、日本の構造的特質が相当明らかにつかめたと思う。たとえば、下請制をはじめ資本の階層性、これに対応する労働市場の階層性、規模別賃金格差などの問題、さらにかかる構造を貫く独占資本の縦の支配・収奪機構が、日本ほど極端にひどいところはない。現代独占資本主義の共通問題としての中小企業問題には、多かれ少なかれ『資本の階層化』と『利潤率の階層化』がみられるわけであるが、さらに右のような日本の特質が改めて評価し直さねばならないことを痛感している。つぎに、本書において、中小資本の『二重的性格』のうち、独占資本の収奪面中小資本の『反独占性』の方がとくに強調されたきらいがあり、中小資本も資本であって独自の労働者を搾取しているという他の一面の評価が軽すぎた傾向があったことも反省している。」⁽¹⁶⁾

(14) 伊東岱吉『中小企業論』日本評論社、昭和32[1957]年、12頁。

(15) ここですこし、わたしの個人史にふれる。わたしが大学で「中小企業論」を学んだ昭和40年代半ばにおいても、講義の前提にあったのは中小企業問題が日本でこそもっとも先鋭的であり、とりわけそれは下請問題において顕著であること。そして、こうした事象は日本の資本主義発展の特殊性(=ここでも日本資本主義論争の流れを見出すことができよう)に起因するものであるという文脈で講義が展開された。問題は「中小企業問題」の何が一般的で、何が特殊であるかという基準が必ずしも明確ではなかったことであった。さらには外国事例が詳細にわたって検討されなかったことである。この特徴を日本の中小企業研究だけについて指摘することはそう生産的ではない。この背景には日本における社会科学のあり方がある。ここではこれ以上に立ち入らない。この問題への視点については石田雄『日本の社会科学』東京大学出版会(1984年)、同『社会科学再考 敗戦から半世紀の同時代史』同(1995年)を参照。なお、中小企業に関する正確な国際比較の必要性は、後日、米国中小企業研究にわたしを駆り立てることとなる。米国中小企業に関する研究についてはつぎの拙著を参照のこと。寺岡寛『アメリカの中小企業政策』信山社、1990年。

(16) 伊東前掲書第2版(昭和35[1960]年)、287~288頁。

このように企業間の階層性という面で日本の「構造的特質」（＝特殊性）がむしろここでは再度強調されるとともに、日本の「中小企業問題」という視点が前面に出され、欧米との共通点が不問に付されていった。これは伊東のみならず、一般的傾向として指摘できよう。こうした中であって、前掲の『中小工業の本質』で異彩を放っていたのは末松玄六の論稿「中小企業の経営の本質」であった。

同書での多くの論稿が「中小企業問題」の「資本の運動法則」からの理論的解明や具体論に固執したのに対し、末松は「中小企業ないし中小工業の本質を考える場合に、中小企業問題から出発するという考え方は、たしかにすぐれた見解であった。中小企業が社会問題であり、経済問題であれ、いやしくも問題として意識されるところにこそ、学問的討究が要請されるからである。しかしながら、もし人が問題としての中小企業のみを分析し、問題解決の方向を探ろうとするならば、それは研究方法上の大きい欠陥をはらむものといわねばならぬ。問題としての中小企業は、いわば、原因が内的であれ外的であれ、つねに欠陥を抱くところの中小企業である。従って、この欠陥を除去し、あるいは少なくとも『軽減』するには、『問題でない』中小企業、あるいは大企業に比較して経済的合理性を有する中小企業の本質を分析し、それが何に基づくかを明らかにする必要が生じる」⁽¹⁷⁾とその問題を鋭く指摘した。

さらに、末松は、自らの「経営経済的」接近方法、とりわけ、最適規模論からの中小企業の市場での存立性を主張する前に、「中小企業問題」型の理論的接近方法についてつぎのようにふれた。

「中小企業の問題性を追及するあまり、中小企業をもって『惨苦の茅屋』であると規定し、あるいは中小企業の本質はつねに『隷属性』にあり、あるいは『非生産性』にありとした。その結果は、すべての中小企業の本質を一面的に把握する結果となり、問題解決の方向も、単純に大規模経営の論理をかざしたり、あるいは産業構造ないし経済体制の改変を強調するに止まって、問題解決への具体的前進があまり行われていないというような感じを、抱かせることがなかったであろうか。ここにおいて、わたくしは、中小企業の本質を規定する場合、主として費用的ないし収益的にみて、中小企業が大企業に比して劣っていると考えられる場合、それはいかなる要素に基づいているかを分析すると同時に、他面において、中小企業が大企業に比して逆に経済的であると判断される根拠は、何であるか……」⁽¹⁸⁾

末松は当時の支配的な「中小企業問題」論的接近方法に対する「中小企業経営特質」論的接近方法の重要性を主張したといつてよい。後者の「中小企業経営特質」論は、のちに市場経済そのものの分析とともに、その下にある産業別の企業特性（＝産業組織論的分析方法）、企業家精神に関わる論議を生み出していく嚆矢であったと評価できよう⁽¹⁹⁾。

とはいえ、前者の「中小企業問題」論的接近方法はその後も継承されていった。たとえば、昭和

(17) 注9前掲書、307頁。

(18) 同上、307～308頁。

(19) こうした中小企業経営についての末松の貢献については、つぎの文献を参照。末松玄六『中小企業の合理的経営 失敗原因とその克服』東洋書館（昭和27[1952]年）、同『中小企業経営論』ダイヤモンド社（昭和31[1956]年）。

44[1969]年に刊行された加藤誠一編著『中小企業問題入門』にも、この視点を見出しうる。同書は前節で分類した研究主体の から までの幅広い専門家によって中小企業の実態論を中心にまとめられたこともあり、従来の独占論的接近方法の色彩は薄くなっている。ただし、その書名が端的に示すように、中小企業に象徴される日本経済の階層性が高度成長期においても解決されず、「経営管理、労務管理、生産管理、販売管理の側面からみた中小企業経営の欠陥とこれらの方向」⁽²⁰⁾を探ることが底流にある。この関東圏の執筆者による『中小企業問題入門』とほぼ同時期の昭和43[1968]年に、関西圏の大学人によって『中小企業論』が刊行されている⁽²¹⁾。同書は昭和47[1972]年に中小企業を取り巻いた内外環境の変化の激しさを理由に改訂された。

本書の構成もまた大筋において「中小企業問題」視角と「日本特殊論」を継承していた。前者の視角については「資本主義の発展段階に照応する典型的な『矛盾』『問題』の系譜として、産業資本主義段階における『小工業問題』、独占資本主義段階での『中小企業問題』・・・『中小企業』問題は、まさに資本主義の独占段階での産物ということが出来る」⁽²²⁾ととらえられ、当時における「中小企業問題の展開」はつぎのように分析された。

「独占資本主義段階における競争が独占資本の追求する独占利潤を具体的に獲得させるメカニズムとして作用するところでは、非独占企業、とりわけ中小企業には破壊的な作用をもたらすこととなるが、さらに、今日の国家独占資本主義機構のもとでは、それはますます激しく、かつ深刻化したものとしてあらわれ、独占体が中小企業を圧殺する手段は、いっそうきびしく、かつ破壊的なものとなる。・・・しかも現段階的な集中法則が基本的に貫徹していること、つまり、中小企業が次第に破壊され没落していく側面と、中小企業が形式的に残存しながらも実質的にはその独立性を奪われ独占資本に従属していく側面（下請化、系列化等）とを、中小企業全体の問題として統一的に、かつ法則的に把握していくことである」⁽²³⁾

高度成長期において中小企業数は活発な新規参入（＝既存中小企業からの独立など）で増加しつつ、こうした中から専門型中堅企業などへと成長していったところもみられたが、ここでは中小企業の停滞的側面や下請性が日本特殊論の範疇でむしろ強調された。また、中小企業問題研究の重要性が日本経済の歴史的展開の中でとらえることが本書の随所で指摘されたが、具体的な歴史分析に取り組んだ研究者はそう多いわけでもなかった。この点については後述する。

では、こうしたマルクス経済学の影響を受けた中小企業理論とは異なる理論的接近方法はあったのだろうか。この方向の一つは産業組織論からの接近方法であった。市場の競争条件などを中心に

(20) 加藤誠一編『中小企業問題入門』有斐閣（昭和44[1969]年）の「はしがき」。なお、同書は昭和44[1969]年～昭和48[1973]年にかけて8版を重ねている。なお、執筆者は加藤を含め、17名に及ぶ。主な執筆者を紹介しておこう（肩書きは当時）。田沢準一郎（中労委）、播久雄（全国青色申告会）、佐藤義雄（慶応大学）、加藤孝（中小企業振興事業団）、稲川宮雄（全国中小企業団体中央会）、清成忠男（法政大学）、中谷道達（中小企業庁）、大杉一太（商工中金）など。

(21) 同書の執筆者は藤田敬三の流れを汲む大学人に加え、大阪府立商工経済研究所の関係者である竹内正巳、中村精、山本順一、秋本育夫等や愛知経済研究所の関係者の中込武雄等も執筆を担当した。

(22) 藤田敬三・竹内正巳編『中小企業論（新版）』有斐閣（昭和47[1972]年）、3頁、6頁。

(23) 同上、6～7頁。

完全競争市場あるいは寡占市場などの分析を通じて、企業間競争のあり方によって中小企業の存立を探るところにこの理論の特徴がある。必然、ここでは規模の経済、参入障壁などの概念を応用することによって、市場競争における大企業と中小企業との関係、中小企業相互の競争関係などを明確にすることによって、中小企業の衰退的側面と同時にその発展性にも着目された。この点、従来のマルクス経済学においては、中小企業の発展性に注目することは少なく、ややもすれば中小企業の市場における大企業との競争結果としての停滞的側面あるいは衰退的側面に分析の中心があった。

産業組織論的接近方法からの中小企業分析で嚆矢となったのは、佐藤芳雄の『寡占体制と中小企業 寡占と中小企業競争の理論構造』であった。佐藤もまた中小企業研究における「中小企業問題」を重要視した上で同書の「はしがき」で中小企業への分析視角についてつぎのように述べている。

「中小企業問題に関し、第一義的に解明されるべきは、変化の原動力であり産業の支配的セクターである大企業の行動と、それによって規定される中小企業の問題状況とそのピヘイビアの現段階的理論化であると思われる。すなわち、『寡占体制と中小企業』という問題視点への転換がいま必要である。本書の研究は、基本的に、現代寡占経済体制の一局面として中小企業の問題性を位置づけ、寡占体（寡占の大企業とその複合体）が支配と競争を通じて、非寡占セクターとしての中小企業を分解させ、再編成し、しかも寡占体の成長・蓄積の有力な源泉として、非寡占＝中小企業を直接・間接に利用するという諸関係を解明するための、理論的フレーム・ワーク構築を志向した」⁽²⁴⁾。

この研究が発表されたのは昭和51[1976]年であったが、この視点が産業組織論的接近方法の精緻化とともにその後の中小企業研究理論の中心的支柱として継承され、これに関連して多くの業績が生まれたとは言いがたい。これは日本における中小企業研究の学問文化、さらには日本での学問文化そのものの底流のかたちを示唆している。戦後の米国を中心としたいわゆる新古典派経済学理論はもっぱら日本経済のマクロ的側面に応用されつつ、そのミクロ理論は大企業の市場での行動分析に向けられたことにも起因した。他方においてマルクス経済学に内包されていた学内政治性やイデオロギー的硬直性のために、中小企業研究そのものがこうした範疇でとらえられる傾向にもあった。また、こうした当時のアカデミズム的風潮において、米国流の経済理論の紹介とその演繹的応用性を求めることに性急であった分、中小企業は在来的あるいは土着的な縁辺性をもつ存在として無意識のなかでとらえられていたかもしれない。また、下請的存立形態が濃厚であった電子や自動車など機械系産業においては、その主動因は大企業側にあり、中小企業の分析は大企業の市場での行動

(24) 佐藤芳雄『寡占体制と中小企業 寡占と中小企業競争の理論構造』有斐閣（昭和51[1976]年）、1頁。本書の具体的内容にすこし言及しておく、佐藤は第1章で近代化促進と中小企業問題の解決可能性を示唆する問題提起を行い、第2章で中小企業問題への「競争論的アプローチ」の意義を、第3章で寡占と中小企業競争の諸局面（非寡占と寡占との関係も含め）を、第4章で同一部門内での寡占と非寡占との関係を、第5章で異部門間での寡占と非寡占の関係（米国での下請関係概念）を、第6章で「購入」が「内製化」の視点から異部門間の寡占と非寡占の関係を、第7章で異部門間の寡占と非寡占での関係（＝下請関係）でのサプライヤー選択を、第8章で親企業による下請中小企業の選別をそれぞれ取り上げた。第9章は中小企業問題と独占禁止政策との関係を考察対象とした。

分析を主に対象とすることでカバーしうるとみられたともいえよう。

マルクス経済学からの接近方法だけでなく、すでに紹介した末松の中小企業像が存立する産業での特性に着目した「適正規模論」や、中小企業経営者の企業家精神の在処を問うような「中小企業経営特質論」であることに加え、さらには佐藤の市場での競争条件などを重視した「産業組織論」からの接近法がより重層的に中小企業研究に生かされていたとすれば、中小企業のもつ衰退性や停滞性のみならず、中小企業のもつ発展性についてもその理論的解明がすすんでいたものと思われる。特に、中小企業の下請的存立形態だけでなく、独立形態としてのベンチャー企業やイノベーションを促進する中小企業経営者のもつ企業家精神的側面とその国民経済に果たす役割などについて、わが国の中小企業研究が理論的に大きな貢献を果たす可能性もあった。

とはいえ、研究者もまたその時代性、より端的には日本経済の現状のなかに生きているわけであり、その意識もまた当時のこうした環境からは自由ではない。ベンチャー企業やイノベーションに関する研究とその理論的帰結もまたその例外ではない。こうした業績は米国経済の変化に連動しており、こうした方面での多くの研究成果もまた「海を渡って」やってきた。このことはいま一度、わたしたちに日本での中小企業研究における理論的成果の再考を迫るとともに、中小企業の研究文化と研究体制についても再検討を促している。

3 中小企業研究の方法と区分

中小企業研究の理論的側面についてはすでに指摘した。「歴史」「現状」についてみれば、中小企業、とりわけ、中小工業の歴史的解明についてのわが国の学問的蓄積は圧巻である。戦前において地方経済に大きな役割を果たしてきた地場産業（＝中小企業性業種群）、とりわけ、繊維や雑貨については多くの論稿が発表されてきた。戦後においては、昭和30年代の黒松巖『中小工業史論』（昭和31[1956]年）や昭和40年代の尾城太郎丸『中小工業史論』（昭和45[1970]年）などがその代表的なものであろう⁽²⁵⁾。

しかしながら、わが国の産業発展における中小企業（この中心は家内工業的小工業）の歴史的存立変化についての研究は、たとえば、昭和55[1980]年10月に設立された日本中小企業学会というアカデミックサークルに属する研究者の業績を時系列的に追ってみても、中小企業研究における方法論としての歴史論的接近やその具体的な成果は極端にまで少ない。中小企業への歴史的な接近方法は産業史や社会経済史の分野の研究者によって担われていった⁽²⁶⁾。残念ながら、中小企業研究者と産業史や社会経済史分野の研究者との交流は活発なものとなっていない。

中小企業研究者の関心は主として中小企業の実態分析を中心に形成されていった。中小企業の実

(25) もちろん、こうした業績のほかにも産業史論というかたちで中小工業の歴史展開にふれたという範囲で文献を紹介すれば、かなりの量になることはいうまでもない。

(26) 参考までに社会経済史学会での中小企業に関する研究テーマをみておくと、在来産業（＝小工業、とりわけ繊維産業分野）、問屋制家内工業、殖産興業政策と在来産業、同業組合などが取り上げられてきた。詳細は、たとえば、社会経済史学会編『社会経済史学会50年の歩み』（昭和59[1984]年）を参照。

態調査を牽引していったのは、すでにふれた研究主体のうちでは の政府系中小企業金融機関の調査部と の地方自治体の調査機関であった。前者の政府系中小企業金融機関についてみれば、戦前に設立された商工組合中央金庫が戦後の中小企業金融問題を解決することを期待されて再興されたほか、戦前の庶民金融公庫の流れを汲む国民金融公庫が設立され、また、中小企業への設備投資資金など中長期資金の提供機関としての役割を果たすべく設立された中小企業金融公庫には、融資先の中小零細企業の実態をより正確に把握する実際的な理由で調査部がそれぞれに設けられた。多くの実態調査がこうした機関によって実施されたが、その目的は業務上のためであり、すべてが公開されたわけではない。実態調査結果の公表という面で、むしろ大きな役割を果たしたのは後者の地方自治体の調査機関であった。

こうした機関は、中小企業庁が設置されたものの、その調査能力はいまだ低位であり、また、地方調査を実施する機関とのネットワークなどが未形成であった昭和30年代後半までわが国の中小企業実態調査に極めて大きな貢献を為した。このうち、大阪府立商工経済研究所を中心に調査研究成果を概観しておきたい。同所もまた当時の多くの地方自治体研究機関と同様に戦争で疲弊した地域経済の立て直しのための調査を担当する機関として設置され⁽²⁷⁾、復興のための産業実態を把握するための調査を重点的に実施し、昭和27[1952]年頃から中小企業調査を重視するようになっていった⁽²⁸⁾。ここでの研究方法は、数の上で大企業と比べて膨大な中小企業をカバーするために、業種別に中小企業を取り上げ、アンケート調査を中心にしつつも、個別中小企業への徹底したインタビュー（＝ヒアリング）調査を実施した。当時のスタッフ数は調査員20名前後であり、産業別にその特性を明らかにした上でそこでの中小企業の存立条件、存立基盤を徹底して調査をする商工経済研究所の中小企業の調査研究方法が確立されていった。当時の所長押川一郎（元満鉄調査部次長）は中小企業に焦点を絞る調査方法について、つぎのように書き残している。

「（商工行政のための 引用者注）動態調査をより強化し、科学的な視角から研究するには、一業種の実態を深く掘下げ分析することによって抽象的且つ形式的な調査は避け、具体的な且

(27) 赤間文三大阪府知事は同所の設立目的について当時つぎのように述べている。「当研究所を設置しました目的は、戦後府県行政の自主性が高まるにつれ、地方経済の再建復興に府県の責務が愈々重要性を加え、特に当府の如き商工経済の重要な枢軸地域におきましては、その実態の把握に基く強力なる経済行政活動の確立が、洵に重要な業務となってきたからであります。従来我国の調査統計活動は極めて中央集権的な色彩が濃厚であり、地方経済の具体的な把握には極めて資料が乏しい現状でありまして、これに関連して地方行政もまた科学性を欠き、地方の実情に即した官民一体の指導振興対象を阻害……。大阪府（立）商工経済研究所『大阪経済と綿業』（昭和25[1950]年）の序文。

(28) 同所に中小企業研究室が設けられたのは昭和27[1952]年4月であった。とはいえ、同所の前身である大阪府商工調査班の時期に『大阪府中小工業動態サンプル調査報告』（当初は部外秘資料）が昭和24[1949]年に順次発表されていった。調査業種は当時の大阪府の代表的中小企業業種であった銑鉄鋳物、農機具、自転車、化粧品、石鹼、ゴム、珐瑯鉄器、綿織物、布帛縫製品（既製服）、セルロイド製品、木ブラシであり、調査項目は経営事項、生産事項、労働事項などであった。なお、同所の機構やその変遷など詳細についてはつぎの拙稿を参照。寺岡寛「地方自治体と戦後中小企業政策の形成（1）大阪府立商工経済研究所の昭和20年代・30年代の調査活動を中心として」『中京経営研究』第7巻第1号、1997年9月。

つ体系的な調査方法を確立せねばならない」⁽²⁹⁾。

商工経済研究所のその後の中小企業調査の方向は、昭和20年代には大阪経済あるいは日本経済の復興に現実的に貢献しうる繊維や雑貨を中心に取り上げていたが、昭和30年代に入ってから下請・系列取引の形成とその下での中小企業の存立問題の解明に力点を置いていくようになる。また、同時に地域経済振興という政策課題を強く意識しつつ、政策的示唆を多く含んだ調査も行われていた。こうした調査結果は、当時のマルクス経済学的接近方法と「中小企業問題」型視点が強く出された中小企業研究という時代的背景の中にあつて、より具体的な実態調査という手法を通じて中小企業問題についての認識を深めた。

さらに見落としがちな事実として着目しておくべきことがある。商工経済研究所が地方自治体に属した研究機関であったことは、中小企業問題の具体的な解決手段としての政策のあり方を強く意識していたことであつた。したがつて、中小企業問題については、こうした政策実施という観点から、政策課題としての中小企業問題の位置づけを求めた調査はやがて日本の中小企業問題の国際比較という視点を内包させていった。地方自治体にあつても、その視点を国際比較にも置き、海外文献の収集とその翻訳にも取り組んでいたことは、押川など商工経済研究所の指導層の国際性と問題意識に起因した。昭和28[1953]年にはスイス中小企業連盟の『年次報告書』、オランダやドイツの文献も翻訳紹介されていた⁽³⁰⁾。

商工経済研究所の調査研究活動が本格化するのは昭和30年代である。調査報告書だけでみても、約170点、内部資料が10点ほど、海外文献資料が40点ほどこの時期に刊行された⁽³¹⁾。これらの調査報告書の区分をみておくと、昭和20年代末のデフレに起因する政策問題、輸出工業、技術問題、中小企業問題、労働問題、地域経済、中小企業政策などに整理することができる。このうち、中小企業問題については、当時、重要視されつつあつた「二重構造問題」の実態的把握が中心となつていった。すなわち、「日本経済の内部にあるおくれた部門の水準引き上げ、その経済の二重構造解消の一つとして中小企業問題が大きくとりあげられなければならなくなつたからである。戦前から存在していた経済発展の不均衡や二重構造が、最近特に問題となつてきた根本の理由は、戦後に於ける海外市場条件の変化と技術革新の急速な進展にあるといえる。それは自主的な技術体系の整備と国民経済の内部により深く根を下ろした経済循環のあり方を要求するものであるからである。たとえいうならば経済循環のメカニズムの歯車のうちに存在している回転の悪い中小企業の歯車は、従

(29) 大阪府立商工経済研究所『鉄鋼二次製品工業の実態 府下枚岡町の伸線業を中心として』(昭和28[1953]年)の序文。

(30) こうした事実がわが国の中小企業研究史で知られていないのは、商工経済研究所が翻訳権の問題からあくまでも内部資料として所員などの参考のために翻訳したためであつた。詳細は寺岡注28前掲論文を参照のこと。

(31) 商工経済研究所はこうした報告書などのほかに、隔月誌『大阪経済の動き』にもさまざまな調査結果が記事や個人論文の形態で発表されていた。当時の報告書などの詳細については、つぎの拙稿を参照。寺岡寛『地方自治体と戦後中小企業政策の形成(2) 大阪府立商工経済研究所の昭和20年代・30年代の調査活動を中心として』『中京経営研究』第7巻第2号、1998年2月。海外文献についてみれば、昭和30年代に米国中小企業庁『年報』『中小企業庁概要』をはじめとして、米国における中小企業関係報告書・論文、インドの家内工業、英国の中小企業関連調査報告書、ソ連の小工業などについて数多くの翻訳内部資料が刊行されていた。

前では間接的なかみ合いで回転していたし、全体の回転速度もにぶかったからそれ程問題とはならなかった。しかし、全体の回転速度が増し、かみ合わせが直接的となるにつれて、にわかには、それが問題となってきたわけである。いわば単に量の問題としてではなく、質の問題として国民経済循環構造の上から中小企業の問題が再検討されねばならなくなったといえる⁽³²⁾。

こうした文章の中に使われているレトリックからも分かるように、商工経済研究所の調査スタッフは大学などのアカデミアとは違った「感性」で中小企業問題の実際を理解していたように付度できよう。中小企業問題把握のための調査研究方法については、つぎのように提示された⁽³³⁾。

第一段階 「日本経済の近代化過程において中小企業が演じてきた役割とその変化並びに現段階に於ける役割を分析し国民経済構造との関係で中小企業の位置づけを行う」う。

第二段階 「中小企業自体の内部構造とそこに横たわっている諸問題を明らかにし、最後に、国民経済の将来の発展方向からみて中小企業対策をどう考えその安定的発展の諸条件をどうすべきかを検討」すること。

こうした視点から中小企業の抱える諸問題の把握が行われ、中小企業問題解決のための政策課題として指摘されたのは「産業構造のあり方」「大企業と中小企業との間、中小企業相互の合理的な社会的分業」「個別企業における生産性向上への意識」などの諸点であった。

その後、「中小企業基本法」の制定をめぐる、政府や国会内外で大企業と中小企業との間にある生産性など「二重構造」問題が重要視されていくが、大阪府のこのような研究機関ですでにこのような問題が取り上げられていた。このことは商工経済研究所の内部資料として作成された『中小企業対策の基線』（昭和32[1957]年）や同『中小企業生産性向上に関する調査』（昭和33[1958]年）でもすでに鋭く意識されていた。事実として、商工経済研究所のこうした調査結果が、政府の政策形成にも影響を与えていたことは注目しておいてよい。事実、当時のこうした調査を指揮していた竹内正巳は政府の経済審議会や「中小企業基本法案」をめぐる公聴会の意見参考人として、中小企業問題とその解決のための政策提言を行っていた。

しかしながら、昭和30年代後半から商工経済研究所の役割が大きく低下することとなる。この背景には、中小企業政策における地方の独自性が「中小企業近代化促進法」「中小企業基本法」（ともに昭和38[1963]年）が制定されることで、国による中小企業政策の主導の方向が確立していったことがあった。中小企業政策は国を中心として整備され、地方自治体はこの執行機関としての色彩（＝機関委任事務）が強まっていった。つまり、これ以前においては商工経済研究所のように地方調査機関の独自調査の領域と方法の余地が大きき時代であったが、「中小企業基本法」以降において国（＝中小企業庁）を中心とする『中小企業白書』や『報告書』、中小企業関連審議会用資料を

⁽³²⁾ 大阪府立商工経済研究所『中小企業の地位とその安定的発展の条件』（昭和32[1957]年）の竹内正巳（当時、所長）による「はしがき」である。商工経済研究所の政策課題を対象とした調査報告書のほとんどは竹内によって指導されていた。同所のわが国中小企業政策形成に果たした役割などについては寺岡寛『日本の中小企業政策』有斐閣（1996年）および同『中小企業と政策構想 日本の政策論理をめぐって』信山社（2001年）を参照のこと。

⁽³³⁾ 同上。

念頭においた国からの委託調査が増加していった。また、「中小企業基本法」が制定されたあとに個別立法措置が次から次と生み出され⁽³⁴⁾、これに関連した調査も増えていった。こうした調査は中小企業庁単独では困難であり、必然、地方自治体の協力を必要とした。

この意味では、昭和30年代半ば頃までは、それまでの地方自治体の調査研究機関や、その調査委託先であった地方経済調査会はその地域性を反映した多くの興味ある論点を含んだ自律性の高い調査を行った⁽³⁵⁾。これに対して、昭和40年代からは中小企業庁などを中心とした「官製調査」の時代となる。いうまでもなく、また、さらに強調するまでもなく、中小企業は地域性と産業特性の上にその存立基盤を置いている。こうした中小企業の実態を明らかにするには、中小企業そのものの異質性あるいは多元性をとらえることを前提として、かつての商工経済研究所が実施していたようなスタッフ面でも予算面でもぜいたくな調査を不可欠とする。中小企業研究は中小企業の実態調査を前提としてはじめて深化していくものである。

第1表 中小企業庁『中小企業白書』副題または鍵用語の変遷

発行年	副題または鍵用語	発行年	副題
昭和39[1964]年	二重構造と格差問題	昭和59[1984]年	新しい流れを拓く中小企業の活力
昭和40[1965]年	産業構造の高度化と中小企業	昭和60[1985]年	変革の時代に挑む中小企業の課題 技術・情報・人材
昭和41[1966]年	不況下の中小企業	昭和61[1986]年	新たな国際化時代を生き抜く中小企業の活力
昭和42[1967]年	中小企業における構造変化	昭和62[1987]年	新たな産業構造の転換に挑戦する中小企業
昭和43[1968]年	国際化時代の中小企業	昭和63[1988]年	円高下における産業組織の変化と新たな発展への模索
昭和44[1969]年	先進国への道と中小企業	平成元[1989]年	円高定着下で進展する構造転換と新たな課題
昭和45[1970]年	中小企業分野の新展開	平成2[1990]年	景気拡大下で振興する中小企業構造の変化と新たな発展への課題
昭和46[1971]年	変わりゆく中小企業	平成3[1991]年	21世紀に向けて挑戦を続ける中小企業
昭和47[1972]年	変化と多様性時代への適応	平成4[1992]年	新中小企業像 多様化し増大する中小企業の役割
昭和48[1973]年	発展への試練	平成5[1993]年	中小企業の課題と進路 新しい経済社会への構造変化の中で
昭和49[1974]年	新たな課題に向かって	平成6[1994]年	構造変化の中での「変革」と「創造」
昭和50[1975]年	安定成長経済への適応と発展	平成7[1995]年	新たな可能性へのチャレンジ
昭和51[1976]年	試練の中の中小企業	平成8[1996]年	中小企業の時代 日本経済再建の担い手としてー
昭和52[1977]年	厳しさの中に活路を求めて	平成9[1997]年	“中小企業”，その本領の発揮
昭和53[1978]年	新たな試練を行きぬく中小企業	平成10[1998]年	変革を迫られる中小企業と企業家精神の発揮
昭和54[1979]年	変わりゆく時代への活力ある対応	平成11[1999]年	経営革新と新規創業の時代へ
昭和55[1980]年	80年代を拓く中小企業の経営	平成12[2000]年	IT革命・資金戦略・創業環境
昭和56[1981]年	技術と知識で拓く中小企業の経営	平成13[2001]年	目覚めよ！自立した中小企業へ
昭和57[1982]年	多様化する経済社会への新たな対応	平成14[2002]年	「まちの企業家」の時代へ 誕生、成長発展と国民経済への活性化
昭和58[1983]年	活力ある経済社会を支える中小企業の新たな展開		

(34) ここでは紙幅の関係で、この問題についてこれ以上は立ち入ることはできない。詳細はつぎの拙著を参照のこと。寺岡寛『日本の中小企業政策』有斐閣（1996年）。

(35) 本稿ではふれる余裕はなかった愛知県経済研究所もまたその地域の独自性から極めて質の高い中小企業実態調査を行い、数々の有益な調査結果を研究者に提供していた。

しかしながら、この時期以降、わが国の中小企業研究者は中小企業庁の調査や提供データ（＝中小企業庁などの実態認識、すなわち、政策誘導の実態認識）に大きく依存していくことになる。いわゆる中小企業調査における中央集権の時代と言い換えてもよい。むしろ、その後、中小企業の調査主体は官のみならず民における金融系や証券系のいわゆるシンクタンクや地方調査機関にも拡大化したものの、その調査における問題設定はあくまでも官であり、その結果は中小企業庁調査課や中小企業事業団の調査関連部署において取りまとめられた。

第1表には参考までに中小企業庁編『中小企業白書』の副題等一覧を掲載している⁽³⁶⁾。なお、『中小企業白書』に副題が付されるのは昭和44[1969]年発行分からであり、それまでの白書については使用頻度が多かった鍵用語を記している。昭和30年代後半においては「中小企業基本法」や「中小企業近代化促進法」を貫いた二重構造の存在とそこから起因するとみられた格差問題と、その格差是正なしには産業構造の高度化が困難であるという中小企業政策視点が前面に出た。昭和40年代は国際化と先進国が白書テーマの底流を為していた。この背景には輸出中小企業が当面するであろうとされた課題が意識された。当時の貿易の自由化、このあとに来る資本の自由化に対応するには、とりわけ中小企業の生産性向上が重要視されていた。また、昭和41[1966]年発行の白書に「不況下の中小企業」という副題がつけられたのは、東京オリンピック開催後の不況で戦後最高の倒産件数を記録し、大型倒産も相次ぐなどの時代的背景があった。貿易・資本自由化を目前として、わが国中小企業の脆弱性がその問題点として意識された。

昭和50年代は白書の副題に「試練」「厳しさ」「適応」「活力」が目立つ。事実、試練という厳しさでは、中小企業の倒産件数は昭和52[1977]年に急増し、その後も高水準で推移していた。大企業の大量生産体制とこれを支えた下請中小企業の役割にも大きな転機が来ていた。昭和50年代後半に「技術」「知識」「多様化」「新たな展開」「活力」「変革の時代」「技術・情報・人材」という用語が多用されたことは、調査主体としての中小企業庁の政策課題意識を反映していた。「経済社会」という用語が白書で使用され始めたのもこの頃である。資源多消費型の経済成長が公害などの社会経済問題を生み出し、経済と社会の調和が求められた時代性がそこにある。大企業は従来のエネルギー多消費型の大量生産体制から多品種少量生産体制への移行を迫られ、柔軟な生産体制と技術革新に経営の力点を置いていった。この影響は中小企業にも及んだ。中小企業にも「技術」と「知識」が強く求められるようになった。他方、モノからサービスという流れも加速し始めていた。

昭和60年代はプラザ体制の定着によるわが国産業、とりわけ、工業の競争力構造が問われることとなった。「新たな国際化」「新たな産業構造」「円高」「新たな発展」「構造転換」という白書の副題は当時のわが国の政策課題を忠実に反映している。このあとにバブル経済とその崩壊がくることはいうまでもない。中小企業像そのものの新たな位置づけが白書の中心テーマを形成していった。「挑戦」「新中小企業像」「変革と創造」「新たな可能性」「日本経済の再建の担い手」「企業家精神」「新規創業」「自立した中小企業」などの白書の副題は、中小企業庁の問題意識を反映している。

こうした鍵用語で語られるテーマとこれを実態的に論証する調査結果は、『中小企業白書』の随

⁽³⁶⁾ 『中小企業白書』の調査テーマと当時の日本経済との関係についてはつぎの拙著を参照。寺岡寛『中小企業の社会学 もうひとつの日本社会論』信山社（2002年）。

所で示されている。中小企業実態調査における官の優位と中央集権化の時期においては、自らも実態調査などに関わる機会は、大学などに籍を置く研究者の一部には審議会などや中小企業総合事業団などの委託調査への参加もあるが、概して中小企業研究者にとっては限られている。中小企業研究者は中小企業調査の生産者でなく、官において「組織化」された調査の時代においては、むしろその消費者としての性格を強めてきた。この傍証として第2表を掲げている。つまり、『中小企業白書』に代表される中小企業庁の問題意識に対して学会での問題認識はどのような対応をみせたのだろうか⁽³⁷⁾。具体的には、日本中小企業学会の全国大会統一論題の変遷を第2表に示した。

第2表 日本中小企業学会の全国大会統一論題の変遷

回数	開催年・月	開催校	統一論題
第1回	昭和56[1981]年6月	大阪経済大学	国際化時代における地域経済の発展と中小企業
第2回	昭和57[1982]年6月	東京工業大学	技術的視点における中小企業問題
第3回	昭和58[1983]年6月	名古屋大学	中小企業問題の再検討
第4回	昭和59[1984]年6月	西南学院大学	今日の下請・流通系列化と中小企業
第5回	昭和60[1985]年6月	日本大学	先進国中小企業の国際比較 日本中小企業の方位を求めて
第6回	昭和61[1986]年6月	近畿大学	高度情報化の進展と中小企業問題
第7回	昭和62[1987]年6月	明治大学	産業構造調整と中小企業
第8回	昭和63[1988]年10月	名古屋大学	中小企業の経営戦略 産業構造調整への対応
第9回	平成元[1989]年10月	慶応義塾大学	世界の中の日本中小企業
第10回	平成2[1990]年10月	立命館大学	地域経済の発展と中小企業
第11回	平成3[1991]年10月	青山学院大学	中小企業理論の再検討 企業間関係の分析を中心に
第12回	平成4[1992]年10月	九州産業大学	21世紀に向けての中小企業政策の展望と課題
第13回	平成5[1993]年10月	中央大学	新しいアジア経済圏と中小企業
第14回	平成6[1994]年10月	神戸大学	経済システムの転換と中小企業
第15回	平成7[1995]年10月	愛知学院大学	「起業」新時代と中小企業
第16回	平成8[1996]年10月	千葉商科大学	インターネット時代の中小企業の存立
第17回	平成9[1997]年10月	九州共立大学	中小企業と市場問題 転換期における座標軸を求めて
第18回	平成10[1998]年10月	神奈川大学	今日の中小企業の21世紀への展望 研究の新たな課題と方法を踏まえて
第19回	平成11[1999]年10月	関西大学	新中小企業像の構築 メガコンペティションへの挑戦
第20回	平成12[2000]年10月	駒澤大学	中小企業政策の「大転換？」 改正中小企業基本法をめぐって
第21回	平成13[2001]年10月	豊橋創造大学	21世紀、地域社会活性化と中小企業
第22回	平成14[2002]年10月	専修大学	中小企業存立基盤の再検討

たとえば、日本中小企業学会の第1回全国大会は昭和56[1981]年に大阪で開催された。統一論題は「国際化時代における地域経済の発展と中小企業」であった。この時期は、日本経済が資本・貿易の自由化という試練に加え、昭和40年代のニクソンショックや石油ショックによって、輸出型地場産業や下請中小企業の存立が大きく変化し始めていた。このテーマはこうした時代的背景を反映

⁽³⁷⁾ 学会統一テーマの設定が『中小企業白書』が掲げた政策課題やそこに盛り込まれた実態調査結果に一元的に運動しているわけではなく、このほかにも開催校の地域経済のあり方や大会委員長の専攻分野という要因も加味しておく必要があろう。

した。そのあとの統一論題設定は第2回、第3回とわが国の中小企業研究の中心テーマを形成してきた「中小企業問題」であり、第4回以降もこうした傾向は続いた。第4回の「下請・流通系列化」、第5回の「先進国中小企業の国際比較」、第6回の「高度情報化の進展と中小企業問題」、第7回と第8回の「産業構造調整問題」などのテーマは、中小企業を取り巻く経済環境が急速に変化する中での「中小企業問題とは何なのか」という検討・再検討でもあった。

こうした論題での材料提供という意味では、『中小企業白書』での問題意識とこうしたテーマの実質的内容がかなりの重複をみせる。白書が提示した中小企業における技術開発や情報化への対応の遅れ、円高定着下の産業構造調整の進展と中小企業の従来の存立基盤との摩擦などがここには反映されていた。また、学会でのテーマと白書の主題との連動性ということでは、ここ10年間の統一論題ではその傾向が顕著となってきている。イノベーションに果たす中小企業の役割、中小企業経営者の企業家精神の担い手としての役割、ベンチャー企業などその具体的事例であろう。

中小企業研究における方法論においては、2で取り上げた演繹的方法論としての理論研究に加え、帰納的方法論に不可欠な実態調査からの接近方法の重要性をいくら強調しても強調しすぎることはない。そして、こうした理論と実態の関係を正しく位置づけるには、そこに歴史的視点がなければならない。このうち、帰納的方法論を支える調査については、昭和20年代、30年代あるいは40年代のある時期まで、さまざまな調査主体による中小企業の実態調査が行われたが、いまは、その一大情報源は官の組織化された調査となってきた。課題は調査主体の多様化であることはいうまでもないのであるが、これ以上に気になるのは学会などで中小企業の分析に使用される用語である。分析対象となる中小企業実態などの基礎的データの官製は仕方がないとしても、こうした実態を分析する用語もまた官製用語であることに問題点がある。これに対する分析用語そのものが個別の研究主体の中小企業研究によって提示されなければならない。この点の同調性の高まりそのものがわが国の中小企業研究のあり方、とりわけ、理論研究の水準との関連で問われなければならない⁽³⁸⁾。

4 中小企業研究の問題と課題

わが国に限ってみても、中小企業研究は「中小企業とは何か」をつねに問いかけてきた。この問題設定は「中小企業問題とは何か」という研究テーマも内包させてきた。とはいえ、すでにみたように、中小企業研究の中心は「中小企業問題」の理論的解明であり、現状分析においてもまたこれに沿ったかたちで展開してきた。反面、中小企業問題への傾斜は「中小企業とは何か」という中小企業概念そのものの検討を片隅に追いやりがちであった。ここでの問題は、中小企業を「衰退」「停滞」とする問題性概念の「代理変数」のように位置づけたことであった。中小企業は「問題性概念」であると同時に、発展性を併せもつ「時間的概念」であることが再認識される必要があった。いまは大企業や中堅企業であっても、その初期においては零細企業であり、小企業であり、中小企業であった。その成長を促したのはなぜであったのか。中小企業経営者の企業家精神が実態以上に

⁽³⁸⁾ これは中小企業研究領域のことに限らず、福祉政策や農業政策に関してもある程度共通性をもっていると思われる。分析用語そのものが日本の研究水準の在処を反映するし、また、官製用語でなければ外国文献からの借用で済ますという問題でもない。

強調されるいま、こうした「問題」の冷静な分析も中小企業研究の理論的枠組みの明確化とあいまって、中小企業の歴史的研究もまた重要となってきた⁽³⁹⁾。また、「中小企業とは何か」という基本的な分析課題はそのうちに国際比較視点を内包させなければならない。

こうした研究課題において、わが国の従来の研究蓄積をどのようにして継承していくべきなのか。中小企業問題重視派のなかには、必然、日本「資本主義」の発展段階、とりわけ、独占資本や国家独占資本という大企業体制の成立とその影響にこだわりをみせる研究者もいるだろう⁽⁴⁰⁾。また、「中小企業とは何か」重視派のなかにはこうした問題視角に対して、あるいは、従来のわが国の中小企業研究の蓄積にさほどの関心を示さず、むしろ個別産業での産業特性（＝適正規模論やネットワーク論）を中心に個別事例を重視して、その統合化には積極的ではない研究者もいる。

考えてみれば、中小企業に関する分析用語も変化してきた。たとえば、大企業と中小企業との下請関係や下請取引に見られた諸構造が、たとえば、「ネットワーク」あるいは「クラスター」という用語でその関係の一部を剥ぎ取って分析されたり、あるいは、中小企業のうち、零細企業や自営業層がマイクロビジネスという用語に置き換えられて論じられたり、また、中小企業の経営特質が経営革新やイノベーションという政策的志向性あるいは政策的誘導性の強い用語でとらえられたりするものは、その事例である。

こうした変化そのものが過去の中小企業研究蓄積との決別を意味するものか、あるいは、単に便宜的に官の調査に基づいた「白書的」用語などを十分な検討もなく使用したものであるのか。わが国中小企業研究の問題と課題ということでは、中小企業への分析用語の内実とその歴史的評価、それらが中小企業の現状を的確にとらえうる精度をもったものであるのかどうか、さらには今後の中小企業の変容をとらえる時間性分析概念としてのあり方なども問われている⁽⁴¹⁾。

（てらおか・ひろし 中京大学経営学部教授）

(39) こうした問題を取り上げた研究成果としては、とりあえず、竹内常善・阿部武司・沢井実編『近代日本における企業家の諸系譜』大阪大学出版会（1996年）がある。この執筆メンバーは「中小企業史研究会」を形成してきた。いずれのメンバーも日本中小企業学会に属さないサークルに位置し、こうしたグループ（＝日本経済史や日本経営史の専攻者）からこのような研究成果が生み出された。なお、竹内は序章「中小企業史研究の課題と視角」で「中小企業史」研究について同書の意義にも言及してつぎのように述べている。「中小企業史研究は、わが国の産業史や経営史そして経済史一般のほんのささやかな一構成部分にすぎない。こうした領域における歴史分析は、演繹的な普遍法則を構想する幾多の壮麗な『経済学』とは、全く異質の構成をとっている。ここでの何よりの課題は、過去の事例を読者とわれわれにとつての討論素材として、極力わかり易く提供することにある。かつての経営者や経営活動の功罪を評価するうえで、検討材料の整理と提供にある。」

(40) 現在は、独占資本や国家独占資本主義という分析用語で中小企業の存立変化などを述べる研究者などは少なくなった。ここで言いたいのはあくまでも理論的枠組みということである。

(41) ここではやや具体性のない紋切り型の結論となってしまった。これはわたし自身の最重要研究課題でもある。この課題については他日、別稿を期したい。たとえば、この手がかりを与えてくれる『中小企業季報』への投稿論文での使用分析用語である。たとえば、同誌の創刊100号を記念した『中小企業季報』（創刊100号記念号、1997年1月）を参照。そこには同誌への1972年から1996年までの24年間にわたる寄稿論文名と書評対象となった論文名が収録されている。